

長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、長久手市障がい者自立支援協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の障がい福祉施策に関し、必要な調査及び審議を行うため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- (5) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (6) 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障がい者関係団体の委員
- (5) 障がい福祉事業者
- (6) 学識経験者
- (7) 市の職員

(8) その他市長が必要と認める者

3 委員のほか、尾張東部地域相談支援アドバイザーを招集することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、市の職員とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、協議会であらかじめ会長が定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を協議会に招集することができる。

(事務局会議)

第8条 協議会の事務を統括するため事務局会議を置く。

(専門部会)

第9条 専門部会の設置については、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課が行う。

(守秘義務)

第11条 協議会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。